

税・保険

4月分の納税のお知らせ

● 軽自動車税・全期

● 国民健康保険税・第一期

納税は期限内（5月2日まで）に

納めましょう。

納税は簡単便利な口座振替で！

☆ 軽自動車税の納税証明書は車検の際に必要となりますので、大切に保存しましょう。

☆ ご不明な点がありましたら、市役所税務課または、お近くの各支所住民課税務出納係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

市役所税務課 ☎ (255) 81-16

労働保険の年度更新手続きはお早めに

平成17年度の年度更新手続きは、5月20日までにお願いします。

(1) 「年度更新」とは

労働保険の保険料算定期間は、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年を単位として計算し、毎年4月1日から5月20日までの間に前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただ

くことになります。

平成17年度の年度更新手続きは、5月20日までにお願いします。

(1) 「年度更新」とは

労働保険の保険料算定期間は、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年を単位として計算し、毎年4月1日から5月20日までの間に前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただ

くことになります。

「黄色」、国民健康保険退職被保険者証は「緑色」です。

3月末に新しい国民健康保険被保険者証を名被保険者にお送りしました。

まだお手元に届いていない方は、郵便局から「郵便物保管のお知らせ（差出人 高島市役所保険年金課）」が自宅に届いているはずです。それによりお近くの郵便局に連絡をお願いします。なお、4月10日（日）までに郵便の届かない方は、各郵便局、それ以後はお住まいの地域の各支所住民課保険年金係もしくは市役所保険年金課に連絡ください。

保険証が届きましたら、住所、氏名、生年月日等をご確認いただき、誤りがある場合は、お手数ですが市役所保険年金課または各支所住民課まで連絡ください。古い保険証は、4月以降は使えませんので、各自で責任を持って廃棄処分していただくか、各支所住民課保険年金係または市役所保険年金課へ返してください。

この制度の承認期間は毎年7月から翌年6月末までです。（平成17年度は、平成17年4月から平成18年6月までとなります。）

猶予された期間は、年金の額には反映されませんが、年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。また、10年以内であればさかのぼって保険料を納付（追納）することができます。

保険料の納付が困難な方は、年金

(2) 「年度更新」手続は

「年度更新」の具体的な手続きは、申告書と同封しています。「労働保険料算定期間集計表」を記入し、これに基づき「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成していただきます。

作成された申告書および保険料は機関（日本銀行歳入代理店）、郵便局へ提出・納付してください。

(3) 提出先は

緑色の封筒に入った黒色と赤色で印刷してある申告書は滋賀労働局労働保険徴収室または所轄の労働基準監督署で受付します。

水色の封筒に入ったふじ色と赤色で印刷してある申告書は滋賀労働局労働保険徴収室または所轄のハロー

ワークで受付します。

また、滋賀労働局労働保険徴収室、

労働基準監督署、ハローワーク、社会保険・労働保険徴収事務センターでは、期間中「土日祝は除く」は毎日受付を行っています。なお、ハローワークでは保険料の納付はできません。

★ 雇用保険料の高齢者の免除

4月1日現在において満64歳以上の被保険者（ただし、任意加入による高齢継続被保険者、短期雇用特

例被保険者、日雇労働被保険者は除きます）。にかかる雇用保険料は免除されます。平成16年度の確定保険料については、昭和15年4月1日以前に生まれた方です。平成17年の概算保険料については、昭和16年4月1日以前に生まれた方です。

くことになっています。

（2）「年度更新」手続は

「年度更新」の具体的な手続きは、申告書と同封しています。「労働保険料算定期間集計表」を記入し、これに基づき「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成していただきます。

滋賀労働局労働保険徴収室

☎ 077-(5222)6550

▼年度更新申告相談受付日

5月13日（金）9時30分～16時30分

大津公共職業安定所高島出張所

☎ 0740-(32)0047

（商工観光課）

▼固定資産の縦覧帳簿について

平成17年度固定資産税に係る土地

および家屋の縦覧帳簿の縦覧を行います。

▼縦覧できる人

固定資産税の納税者および納税管

理人（代理人は委任状が必要）

▼縦覧期間

4月1日から5月31日まで（土、日、祝日を除く）

▼縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

▼縦覧場所

市役所税務課または各支所住民課にかかる雇用保険料は免除されます。平成16年度の確定保険料については、昭和15年4月1日以前に生まれた方です。平成17年の概算保険料については、昭和16年4月1日以前に生まれた方です。

市役所税務課または各支所住民課にかかる雇用保険料は免除されます。平成16年度の確定保険料については、昭和15年4月1日以前に生まれた方です。平成17年の概算保険料については、昭和16年4月1日以前に生まれた方です。

市役所税務課または各支所住民課にかかる雇用保険料は免除されます。平成16年度の確定保険料については、昭和15年4月1日以前に生まれた方です。平成17年の概算保険料については、昭和16年4月1日以前に生まれた方です。

※各支所では旧町村の地域の縦覧帳簿のみ縦覧できます。

納税通知書・課税明細書（5月中に送付予定）または身分証明書（運転免許証、健康保険証など）

▼縦覧に必要なもの

税務課資産税係 ☎ (255) 81-16

▼問い合わせ先

税務課資産税係 ☎ (255) 81-16

4月から翌年1月までの10回です。

国民健康保険税の納付は、

国民健康保険税の4月から7月までの4期分は、前年度の国民健康保険税額を基に計算した税額により納付していただきます。8月に前年度の総所得額を基に計算した確定税額から、4月から7月までの4期分を差し引いた額により納付していただきます。

国民健康保険税は、医療費の支払にあてる財源となります。納め忘れの無いように、納期限までの納付にご協力をお願いします。

1月までの6期分は、8月に前年度の総所得額を基に計算した確定税額付していただきます。8月に前年度の総所得額を基に計算した確定税額から、4月から7月までの4期分を差し引いた額により納付していただきます。

国民健康保険税は、医療費の支